

# 上田市庁舎改修・改築基本計画

---

平成 29 年 10 月

長野県上田市

# 目 次

<b>1. 経緯</b> .....	<b>1</b>
1-1 経緯.....	1
1-2 基本計画の位置づけ.....	1
1-3 基本構想の概要.....	2
<b>2. 庁舎整備の方針</b> .....	<b>4</b>
2-1 基本方針.....	4
2-2 庁舎の機能.....	5
<b>3. 新本庁舎の規模と配置</b> .....	<b>22</b>
3-1 市庁舎の集約と分散.....	22
3-2 配置計画.....	23
3-3 フロア構成と部署の配置.....	24
3-4 新本庁舎の規模.....	24
3-5 駐車場・自転車等駐輪場の規模と配置.....	25
<b>4. 事業計画</b> .....	<b>27</b>
4-1 事業手法.....	27
4-2 敷地の前提条件.....	28
4-3 建替計画.....	29
4-4 新本庁舎の構造.....	30
4-5 事業スケジュール.....	31
4-6 事業費及び財源.....	31
<b>資料編</b> .....	<b>32</b>

## 1. 経緯

### 1-1 経緯

上田市役所の本庁舎・西庁舎は昭和42年(1967年)に、南庁舎は昭和55年(1980年)に、建設されそれぞれ竣工から50年、37年余が経過しています(平成28年時点)。

平成20年度に実施した耐震診断では、「震度6強から7に達する程度の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」という診断の結果をうけ、市ではこれらの庁舎の耐震性の確保のため、庁舎の改修・改築の方法(あり方)について、庁内で検討を進めるとともに、平成28年9月に外部の有識者や市民の皆様による「上田市庁舎改修・改築検討委員会」を設置して多角的に検討・協議を行い、市役所庁舎の改修・改築を進めるうえで基本となる考え方として「上田市庁舎改修・改築基本構想」をまとめました。

今回作成しました「上田市庁舎改修・改築基本計画」は、引続きこれまでの「上田市庁舎改修・改築検討委員会」により基本構想を踏まえて検討・協議を重ね、新庁舎の機能、規模、事業計画等、庁舎改修・改築に向けた諸条件の整理を行ったものであり、「基本設計」及び「実施設計」の指針となるものです。



現在の本庁舎・南庁舎・西庁舎の配置

### 1-2 基本計画の位置づけ

「上田市庁舎改修・改築基本構想」を踏まえて策定される「上田市庁舎改修・改築基本計画」は、基本構想で示された基本方針や必要な機能を具現化していくために、具体的な機能及び規模を示すとともに、実際の設計に反映させるために必要な要件を示すものです。



新本庁舎完成までの流れ

### 1-3 基本構想の概要

「上田市庁舎改修・改築建設基本構想」では、現庁舎の問題点、現庁舎の耐震化の方法と庁舎整備の基本方針、新庁舎に必要な機能など、市役所庁舎の改修・改築の考え方についてまとめています。

#### (1) 耐震化の方向

耐震補強工事の実施に伴う課題を踏まえて、耐震補強工事による改修と現在地における同程度の規模での改築について比較検討を行いました。耐震補強(設備等の改修・更新含む)事業費は約41億円、改築事業費は約44億円から50億円と見込まれます。事業費の差は約3億円から9億円ありますが、本庁舎を耐震補強しても残りの耐用年数(4年程度)が延びることにはならず、近い将来に建替えが必要であり、新庁舎へ改築した場合の耐用年数は改築後60年であるため将来的な財政負担は少ないと考えられます。

新庁舎への改築により、防災拠点など事務機能の充実、窓口業務などの効率化、来庁者の利便性の向上、設備類の更新により環境負荷の低減などの実現が可能となります。

これらのことから、庁舎の耐震化の手法について次のとおりとしました。

- 1 本庁舎は、機能・性能の確保や市民の利便性、費用対効果などを総合的に勘案した結果、改築とし、同時期に建設された西庁舎についても同様の理由から改築とする。**
- 2 南庁舎は、耐震補強により安全性が確保され、残りの耐用年数も20年以上あることから耐震補強を実施し、必要な設備機器の更新とバリアフリーの対応を検討する。**
- 3 北庁舎のあり方については、本庁舎の改築内容とあわせて検討する。**

#### (2) 庁舎の位置

上田市の公共施設の整備の方向性としては、平成28年3月に策定された「上田市公共施設マネジメント基本方針(以下「マネジメント基本方針」)」が定められ、市役所の位置については、「地方自治法」及び上田市の都市づくりの目標を定めた「上田市都市計画マスタープラン(平成27年3月策定)」において規定され、あるいは、述べられています。

これらを踏まえ総合的に検討した結果、新本庁舎は、南庁舎や周辺駐車場など既存ストックの活用により、コンパクトな市役所庁舎とすることが可能なため、現在地での改築としました。

#### (3) 庁舎に求められる機能

新本庁舎の機能の詳細を、次頁のとおり「**具体的な機能**」と「**施設整備の考え方**」にまとめました。なお、南庁舎は耐震補強・改修であるため、可能な範囲で対応します。

## 具体的な機能

### ① 窓口機能

- 利用者が多い窓口業務部署や関連業務部署を可能な限り集約して配置する
- プライバシーの保護に配慮した相談室、ブース等を整備する
- ゆとりある待合スペース、席数を確保する
- 利用者にわかりやすく、安心・快適に利用できる設備の充実や案内を表示する
- ICT機器等の積極的な利活用等を図り、市民が利用しやすい窓口の設置を検討する

### ② 防災機能

- 高水準の耐震性能のある庁舎とする
- 災害発生時における災害対策本部機能と設備を強化する
- 災害発生時における在庁者や避難者等の安全確保と利用のための設備を設置する
- ライフラインが途絶えた場合のバックアップ機能を整備する
- 物資や資機材等を備蓄する機能を検討する

### ③ 事務機能

- 行政サービスを効率的、効果的に推進するための執務空間を確保する
- IT化の進展、組織体制などの変化に対応しやすい柔軟性のある執務空間とする
- スペースの効率的な活用をするため機能的な収納を検討する
- 多目的利用の可能な会議室を確保する
- 日常的に開催される打合せや会議に対応できるスペースの確保を検討する
- 犯罪や事故に備えたレイアウトと設備の設置を検討する
- 安全性の高い情報セキュリティ対策を検討する
- 南庁舎は耐震性を確保し、必要な事務機能を備えるものとする

### ④ 議会機能

- 円滑な議事運営ができるよう機能的なものとし、具体的な議場や委員会室等の議会関連施設や機能は、市議会と協議・検討する

### ⑤ 付帯機能

- 市民が気軽に利用できるスペースを検討する
- 市民の利便性を高めるため、金融機関、売店、飲食スペース等の設置を検討する
- エレベーターや階段、トイレ、多目的トイレなどは、視認性を考慮しわかりやすい配置を検討する
- 庁舎敷地へは一定規模の駐車場スペースを確保し、障がい者等用駐車区画を設置する また、周辺駐車場の確保と整備を検討する
- 駐輪場は設置場所及びスペースの配慮を行う

## 施設整備の考え方

### ① ユニバーサルデザイン

- 利用者に分かりやすく、安心・快適に利用できる設備の充実や案内を表示
- 明るく、開放感のあるレイアウト

### ② 経済性・効率性

- ライフサイクルを考慮したエネルギーの有効活用のための設備や機能の導入
- 自然エネルギーの有効活用設備の導入の検討
- 省エネルギー化のための照明や冷暖房設備等の設置と適正配置、及び断熱性の確保
- 既存施設や土地の有効活用

### ③ 環境負荷の低減

- 温暖化対策に適合する設備や機能の設置
- 省エネルギー化のための照明や冷暖房設備等の設置と適正配置
- 既存施設や土地の有効活用

### ④ 地域の特性と景観への配慮

- 景観計画に適合する色や外観デザイン
- 上田市の特徴と資源の活用を検討

## 2. 庁舎整備の方針

### 2-1 基本方針

新本庁舎改築・南庁舎改修に向けた基本方針は、次のとおりです。

- 1 南庁舎や周辺駐車場など既存のストックの活用によりコンパクトな市役所庁舎とし南庁舎は耐震補強、本庁舎は現在地で改築する。
- 2 市民の利便性向上や、より機能的な役割を果たす上で、現在分散している機能を集約するが、庁舎規模や限られた財源の範囲内で実施する。
- 3 次の視点に基づき機能・設備を導入する。

#### 1 市民が利用しやすく、市民サービスを向上させる庁舎

- 来庁者の利便性を高めるため、利用者が多い窓口や関連する業務部署を効率的、機能的に配置し、プライバシーへの配慮やゆとりある待合のスペースの確保など市民サービスが向上する庁舎。
- 併せて全ての人を使いやすく分かりやすいユニバーサルデザインの理念に基づいた庁舎。

#### 2 安全・安心を守る防災の拠点となる庁舎

- 防災や災害復旧の拠点としての役割を十分に果たせる高い耐震性を持つ構造の庁舎。
- 災害時にも、庁舎機能を維持できるようライフラインが途絶えた場合のバックアップ機能を整備し、避難者等の安全確保と利用が可能な庁舎。

#### 3 環境と景観に配慮した庁舎

- 環境への負荷の低減を図るため、省エネルギー、省資源に配慮した、構造や設備システムを導入。
- 自然エネルギーの有効活用のため、太陽光発電などの再生可能エネルギーシステムの導入と、雨水、地下水の有効活用を図る庁舎。
- 上田城跡、城下町の景観に配慮するなど地域の特性を生かした庁舎。

#### 4 機能性に優れ、変更柔軟に対応できる庁舎

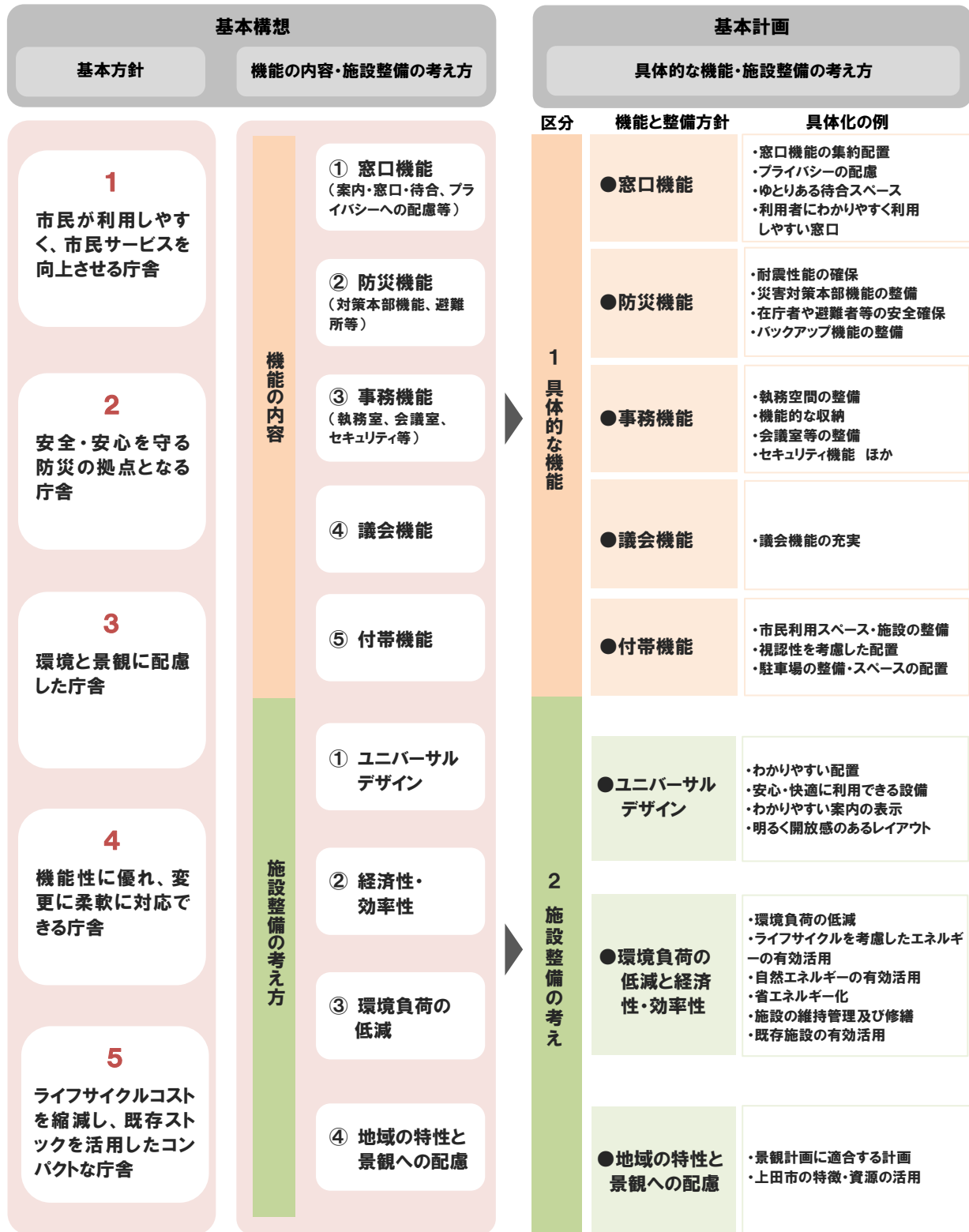
- 効率的で効果的に業務を行うことができる執務環境。
- 社会情勢の変化に伴う行政需要の変化や市民ニーズ、組織改変などの変化に対しても柔軟な対応がとれる庁舎。

#### 5 ライフサイクルコストを縮減し、既存ストックを活用したコンパクトな庁舎

- 庁舎の光熱費、維持管理費、改修、更新費などのランニングコストの低減と、解体・廃棄までに必要な全体経費を軽減できる、経済効率性の高い庁舎。
- 南庁舎や周辺駐車場など既存のストックを活用し、無駄を省いたコンパクトな庁舎。

## 2-2 庁舎の機能

基本構想においては、新庁舎の目指すべき3つの基本方針が示されています。基本計画においては、構想で示された基本方針を実現していくために、配置される「具体的な機能」と施設の整備全般にかかる「施設整備の考え方」とに区分して整理します。



## 2. 庁舎整備の方針

### (1) 具体的な機能

基本計画では、新庁舎に必要となる機能について基本構想で示した5つの機能に基づき、次のように整理しました。

#### ① 窓口機能

(案内・窓口・待合、プライバシーへの配慮)

- ①-1 窓口機能の集約配置
- ①-2 プライバシーへの配慮
- ①-3 ゆとりある待合スペース
- ①-4 利用者にわかりやすく利用しやすい窓口

#### ② 防災機能

(対策本部機能、避難等)

- ②-1 耐震性能の確保
- ②-2 災害対策本部機能の整備
- ②-3 在庁者や避難者等の安全確保
- ②-4 バックアップ機能の整備

#### ③ 事務機能

(執務室、会議室、セキュリティ等)

- ③-1 執務空間の整備
- ③-2 機能的な収納
- ③-3 会議室等の整備
- ③-4 セキュリティ機能強化
- ③-5 南庁舎の機能向上

#### ④ 議会機能

- ④-1 議会機能の充実

#### ⑤ 付帯機能

- ⑤-1 市民利用スペース・施設の配置
- ⑤-2 視認性を考慮した配置
- ⑤-3 駐車場の整備・スペースの配置



## ①窓口機能

## ①-1 窓口機能の集約配置

- 市民課や福祉課など市民利用の多い窓口機能は、低層階に集約配置します。
- 関連する手続きの担当窓口を隣接して配置するなど、窓口の配置や業務の流れを工夫し、来庁者が最低限の移動で済み、時間の短縮が図れる窓口サービスの提供を検討します。
- 市民にわかりやすく効率的なサービスができるよう、ワンストップサービスを目指します。
- 市民の利便性を考慮し各種証明書を交付する証明書等発行窓口の設置を検討します。

## ①-2 プライバシーへの配慮

- 来庁者の個人情報やプライバシーの保護に配慮するため、個別ブースや窓口カウンターへの間仕切りを整備します。
- 各課の利用状況に即した相談窓口数を確保するなど、市民が快適に利用できる計画とします。
- 利用者が安心・安全に利用できる相談室を整備します。



個別ブースのイメージ



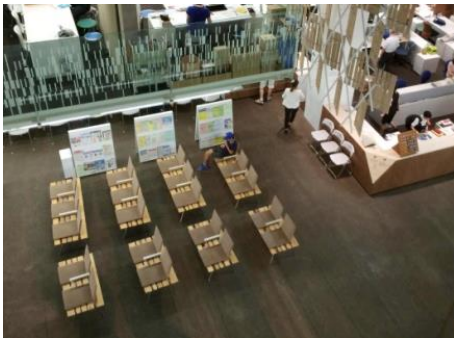
窓口カウンターのイメージ

### ①-3 ゆとりある待合スペース

- 快適に過ごせる余裕のある待合スペースを目指し、繁忙期にも対応できるような広さの待合スペースを確保します。
- 待合空間は、車椅子等でも快適に利用できる十分なスペースを確保します。
- 各窓口や相談室に必要な待合スペースを検討します。

### ①-4 利用者にわかりやすく利用しやすい窓口

- 来庁者の用件に対し適切に対応し案内サービスを行うため、入口付近に「総合案内窓口」を設置します。
- 来庁者をサポート(発券機の操作や申請用紙の記載補助)する、フロアマネージャー(案内人)の配置を検討します。
- 総合案内窓口やフロアマネージャー(案内人)など、フロアを案内する職員の連携が取れた計画とします。
- 明瞭で誰もが分かりやすいサイン表記を計画します。
- 番号発券システムを導入し、呼び出し番号や待ち人数などの表示を行います。
- 総合案内窓口では、ICTを活用した一元的な情報提供を目指します。
- ICTを活用し「証明書等発行窓口」を新設しサービスの向上を図ります。



待合空間のイメージ



総合案内のイメージ

## ②防災機能

## ②-1 耐震性能の確保

- 新庁舎は、市民の安全、安心を守る重要な拠点であり、災害対策本部など総合的な防災拠点としての十分な機能確保が求められます。

国土交通省が官庁施設の特性に応じて耐震安全性の目標を定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による**最高水準の耐震性能（Ⅰ類・A類・甲類）**を確保します。

- 新庁舎の建設にあたっては、「免震構造」の採用を検討し、地震による振動を建物に伝わりにくくすることで、大地震発生時の建物の設備や機能の被害を最小限に抑え、防災拠点、災害復旧復興拠点としての機能を維持できる計画とします。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における耐震安全性の分類と目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命安全確保及び二次災害防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

: 新庁舎の該当項目

### ②-2 災害対策本部機能の整備

- 災害時に迅速な対応と緊急対策の決定を行うため、常設の災害対策本部室を整備します。なお、平常時は効率的な運用を考え、会議室等として利用することとします。
- 災害対策本部を機能させるために必要な情報受発信設備などを整備し、消防本部との連携などの災害対策活動に備える計画とします。

### ②-3 在庁者や避難者等の安全確保

- 災害発生時において、庁舎内にいる方が円滑・安全に避難できるように避難経路を明確化します。
- 耐火性能の確保とわかりやすい誘導に必要な案内表示、ランプなどの設置を計画します。
- 災害対策にあたっては、周辺公共施設と一体的な避難計画とします。

### ②-4 バックアップ機能の整備

- ライフラインのバックアップ機能として、3日以上連続運転が可能な自家発電装置、電力供給の多重化及び、太陽光発電や雨水の活用を検討するなど、ライフラインが途絶えた場合でも災害支援活動の維持が可能な計画とします。
- 食料や飲料水などの備蓄、災害物資の保管が可能なスペースを検討します。また、配置場所については研究・検討します。



災害対策本部室のイメージ



防災備蓄倉庫のイメージ

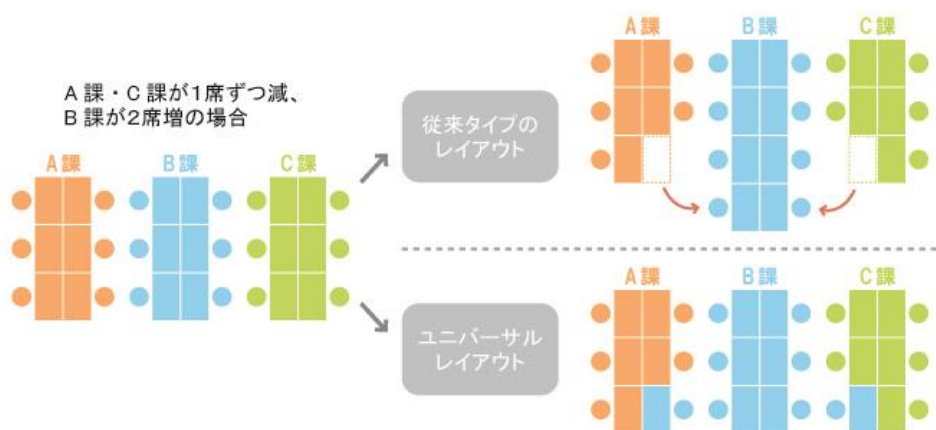
## ③事務機能

## ③-1 執務空間の整備

- 執務室は、各部署間に間仕切りを設けず開放的で視認性の良いオープンな空間とし、見通しが利く計画とします。
- 通路と執務室は、明確に分離することでセキュリティを高め、業務や行政サービスに応じて、仕切りやカウンターを工夫します。
- ユニバーサルレイアウトとフリーアクセスフロアを基本とし、スペースの効率的利用ができ、組織改編や高度情報化などに柔軟な対応ができる計画とします。
- 各部門の業務内容に適したレイアウトを検討します。

## ③-2 機能的な収納

- 各部(課)の必要数、利便性を考慮し庁舎全体に計画的に配置することを検討します。
- ICTを活用した管理、保管量のスリム化、ペーパーレス化の研究・検討をします。
- カウンター一体型の収納庫やファイリングに適するキャビネット、可動式書架等を活用し、省スペース化を図ります。
- 重要なものを保管する書庫・倉庫は、耐火構造を検討します。



ユニバーサルレイアウトのイメージ

## 「ユニバーサルレイアウト」

組織変更があっても、ベースとなるレイアウト変更をせずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なワークスペースのこと。

### ③-3 会議室等の整備

- 各種会議の開催が可能な会議室を設置します。また、利用人数と目的に応じ多様な用途に利用できるよう、可動間仕切り等の導入を検討します。
- 日常的な打合せに活用できる、オープンミーティングスペース・バックヤードスペースを計画的に配置します。

### ③-4 セキュリティ機能の強化

- 庁舎内は、通常業務時間内のほか、夜間や休日の利用にもセキュリティに十分配慮した運用を行うことができるようセキュリティレベルを区分した計画とします。
- 庁舎の出入口付近や庁舎内の適切な場所に防犯カメラの設置など、防犯機能の優れた庁舎を目指します。
- ICカード認証などによる職員の入退室管理が可能な機能の整備を検討します。



セキュリティエリアのイメージ

### ③-5 南庁舎の機能向上

- 庁舎内はバリアフリーへの対応を図ります。
- 執務室はユニバーサルレイアウトの導入を検討します。
- 日常的な打合せスペースや会議室の整備を検討します。

## ④ 議会機能

## ④-1 議会機能の充実

- 議場は、ユニバーサルデザインにより整備します。議場形式は、さまざまな形式が考えられます。これらの形式の利点や欠点を踏まえて慎重に検討します。
- 諸施設についてはセキュリティに配慮した配置とします。議会を開催しない時期での利用については、議会の権能及び独立性、多用途利用に伴うコスト等を勘案し可能性を検討します。
- 高度情報化社会の進展を踏まえ、ICTの利活用に配慮した環境整備を検討します。



議場のイメージ



議場のイメージ

## ⑤ 付帯機能

## ⑤-1 市民利用スペース・施設の整備

- 来庁者の利便性や快適性を向上するための待ち合わせや休憩の場、滞留拠点となる空間の設置を検討します。
- 市民が気軽に利用できる交流スペースの設置を検討します。
- 来庁者、職員ともに利用しやすい利便施設(売店、飲食スペースなど)については、需要に見合った機能や規模を検討します。
- 市の業務に関係する金融機関施設のスペースについては、来庁者に利用しやすい位置や必要な規模・機能を検討します。



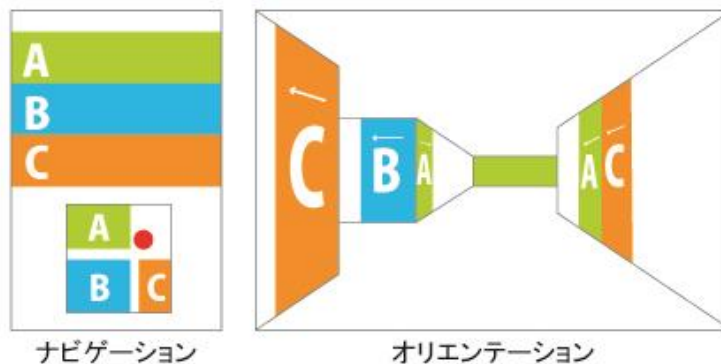
市民交流スペースのイメージ



売店・飲食スペースのイメージ

### ⑤-2 視認性を考慮した配置

- ユニバーサルデザインの理念に基づいた計画とします。
- 市役所へ来られる方が見つけやすい(わかりやすい)施設設備の配置と表示を検討します。
- シンプルでオープンなフロアを検討します。
- わかりやすい案内・誘導表示を設置します。



わかりやすい空間とサインのイメージ

### ⑤-3 駐車場の整備・スペースの配置

- 来庁者用駐車場として、敷地内の駐車台数を最大限確保する計画とします。
- 周辺駐車場の拡充により駐車スペースの確保を図ります。
- 優先区画を庁舎の出入り口付近に設置し、必要な設備を備えます。
- 駐車場出入口は、周辺道路に混雑が生じない配慮を行います。
- 歩行者への配慮をした計画とします。
- 駐車場・駐輪場から庁舎内へのスムーズな動線を確保した計画とします。
- 駐輪場は自転車とバイクを分け、必要なスペースを確保します。



優先区画(車いす等用)駐車場のイメージ



## (2) 施設整備の考え方

基本計画では、新庁舎を整備していく中で施設整備の基本となる考え方について、基本構想で示した4つの考え方に基づき、次のように整理しました。

### ① ユニバーサルデザイン

- ①-1 わかりやすい配置
- ①-2 安心・快適に利用できる設備
- ①-3 わかりやすい案内の表示
- ①-4 明るく、開放感のあるレイアウト

### ② 環境負荷の低減と 経済性・効率性

- ②-1 環境負荷の低減
- ②-2 ライフサイクルコストを考慮したエネルギーの有効活用
- ②-3 自然エネルギーの有効活用
- ②-4 省エネルギー化
- ②-5 施設の維持管理及び修繕
- ②-6 既存施設の有効活用

### ③ 地域の特性と景観への配慮

- ③-1 景観計画に適合する計画
- ③-2 上田市の特徴・資源の活用

## 2. 庁舎整備の方針

### ①ユニバーサルデザイン

誰にとってもやさしく使いやすいユニバーサルデザインによる庁舎の考え方は、単純明快な空間構成と動線計画、そして明るく見通しの良い空間を基本とします。大きなところから、きめ細やかな配慮へと、小さな子供や高齢者、そして障がいをもたれた方々の立場に立ったものである必要があります。

#### ①-1 わかりやすい配置

- 市役所に来られた方が、より速く迷うことなく目的の窓口へ行けるための配置とします。

#### ①-2 安心・快適に利用できる設備

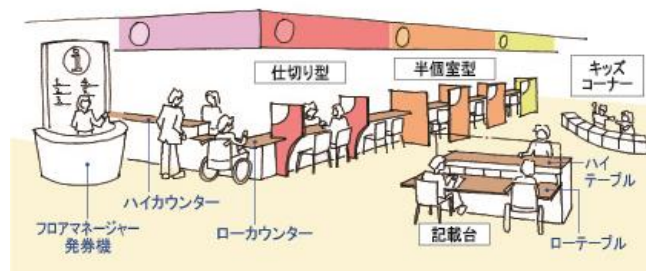
- きめ細やかなバリアフリー庁舎を目指します。
- プライバシーやユニバーサルデザインに配慮した窓口・相談環境を整備します。

#### ①-3 わかりやすい案内の表示

- 大きくてわかりやすい統一された表示方法、内容が一目でわかる書き方とします。

#### ①-4 明るく開放感のあるレイアウト

- 柱や壁の位置を工夫し目的の窓口を見つけやすい庁舎とします。
- 執務空間は可能な限りフレキシブルで、オープンなものとする。



多様な窓口のイメージ

#### 「バリアフリーとユニバーサルデザイン」

「バリアフリー」は、高齢者や障がいのある方といった特定の人を対象として、快適に生活できるように、後からバリア(障害)をなくすこと。「ユニバーサルデザイン」は、国籍や性別、年齢、そして障がいがあるかないかに関係なく、はじめから、すべての人ができるだけ使いやすく便利なものを広めること。バリアフリーに比べると対象者が広がる。

## ②環境負荷の低減と経済性・効率性

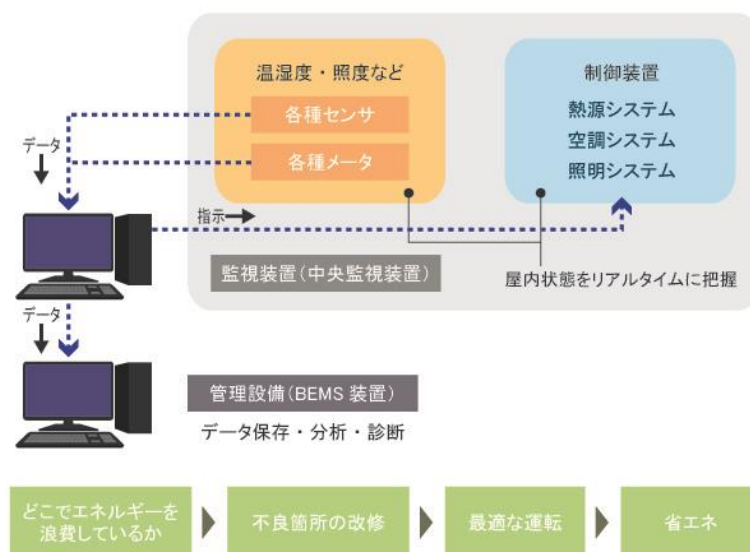
国土交通省の「官庁施設の環境保全性基準」を踏まえた庁舎としての建設を目指し、自然エネルギーの利用や省エネルギー技術などの採用を検討し、環境負荷の低減やランニングコストの低減に配慮した計画とします。

### ②-1 環境負荷の低減

- 新庁舎の環境性能は、建築物の環境性能の評価基準である「CASBEE」における「Sランク」を目標とします。
- ゼロエネルギービル(ZEB)の理念に基づき、エネルギー消費の最適化を目指した庁舎となるよう、設備・機器の導入について研究します。
- 建設資材や設備機器は、環境負荷が少なく、リサイクルが容易な材料等の優先的な採用に努めます。

### ②-2 ライフサイクルコストを考慮したエネルギーの有効活用

- エネルギーの有効活用のため、高効率設備や機能の導入を検討します。
- ライフサイクルエネルギーマネジメント(LIFE CYCLE ENERGY MANAGEMENT)手法による検討を行います。
- ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS: Building and Energy Management System)による最適なエネルギー管理の導入を検討します。



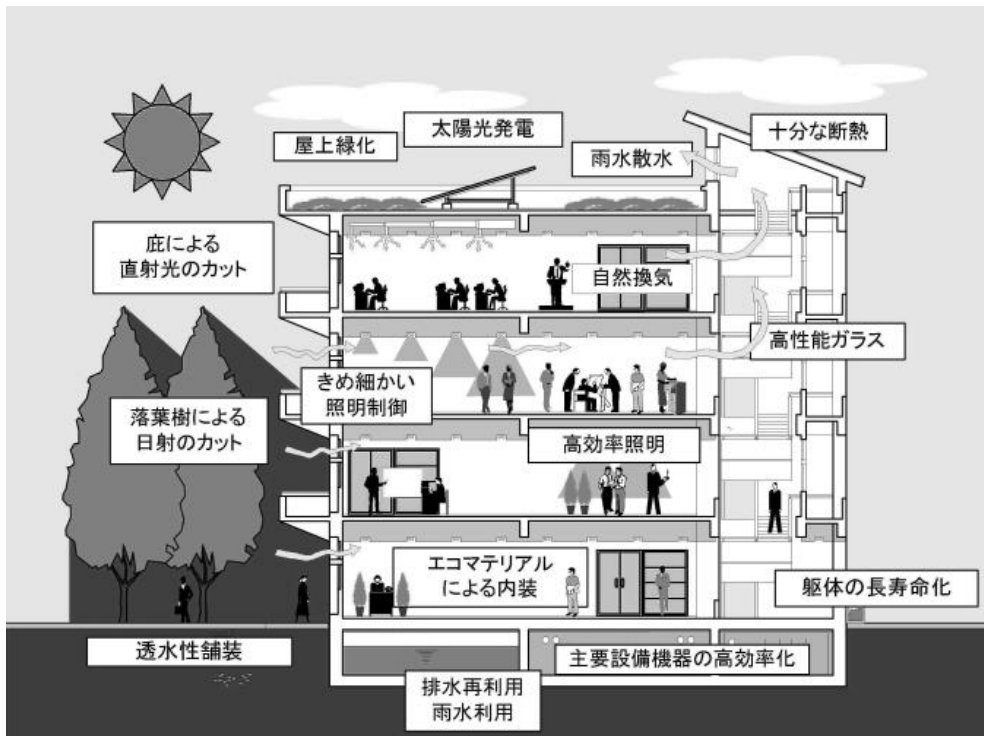
BEMSによるエネルギー総合管理のイメージ

### ②-3 自然エネルギーの有効活用

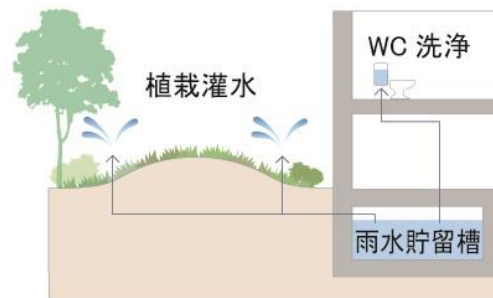
- 太陽光発電設備の設置、地中熱利用、雨水利用などの自然エネルギーの有効活用設備、技術については、本市の気象条件やコスト等について各設備の内容ごと検討します。また、適切な設置規模で導入します。
  - (1) 屋上や壁面などを利用した、太陽光発電設備の設置により、効率的な自然エネルギーの取得を目指します。
  - (2) 敷地内の屋外照明についても、太陽電池を利用した設備の設置を検討します。
  - (3) 貯留した雨水や井水を植栽の散水等に使用することを検討します。
  - (4) 屋上や外壁、広場・駐車場の緑化を行い、ヒートアイランド化の軽減を図る計画とします。
- 自然通風や自然採光を効率的に取り込む計画とします。
  - (1) 中間期には自然な風を庁舎に取り入れるとともに適切な執務空間の奥行を確保し、人工照明に依存しない計画とします。
  - (2) 効率的な採光と適切な遮へい制御(庇・ルーバー)により日射負荷を低減する計画とします。

### ②-4 省エネルギー化

- 市が目指すべき省エネや温室効果ガス排出量の削減目標を考慮し、設備・機器の導入・設置を検討します。
- エネルギー損失の低減のため、断熱効果に優れる資材・設備・機能を検討して建物の断熱性を確保し、省エネルギー化が図られる計画とします。
- 高効率機器の設置と適正配置により省エネルギー化が図られる計画とします。
  - (1) 高効率熱源の導入を積極的に行います。
  - (2) LED照明の導入や必要に応じて人感センサーによる点灯・調光システムの導入を検討します。
- エネルギー使用量を適切に把握し(“見える”化など)適切なエネルギーマネジメントを行うことを検討します。



環境配慮型庁舎のイメージ(出典:国土交通省ホームページ)



雨水利用のイメージ



太陽光パネル



自然採光

### ②-5 施設の維持管理及び修繕

- 時代の変化に対応できるフレキシブルな施設利用、効率的な維持管理などに配慮した計画とします。
- 維持管理の優れた建築構造とし、将来を見据えた設備の老朽化や機能更新に対応しやすい計画とします。
- 清掃や点検作業など庁舎の維持管理のしやすい構造・計画とします。

### ②-6 既存施設の有効活用

- 周辺に位置する施設や敷地は、新庁舎の補完施設であることから、会議室や駐車場として活用を検討します。

### ③地域の特性と景観への配慮

#### ③-1 景観計画に適合する計画

- 庁舎本体のデザインは、大手門から上田城跡公園へと続くアプローチとしての雰囲気壊さないように、景観計画に適合する配色を基に控えめでシンプルな外観デザインとします。
- 歩道を歩く人の目線の高さのデザインは、電線の地中化事業に合わせて、城下町をイメージできるデザインに配慮します。



上田高校周辺の街並み

#### ③-2 上田市の特徴・資源の活用

- 森林資源に恵まれた地域として地元産材の活用の観点からも、法令の範囲内で庁舎の一部に木を使ったデザインを検討します。

## 3. 新本庁舎の規模と配置

基本方針で示した、市民の利便性向上のための窓口の集約や防災機能の拡充等を図るには、現在の庁舎の規模(約 8,600 m<sup>2</sup>)では困難であることから、基本構想策定時には総務省の旧「起債対象事業費算定基準」と国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」及び県内類似庁舎の平均面積を参考に算定し、既存ストックの活用や行政組織及びサービスの集約のあり方の見直しを行いながらできるだけコンパクトで効率的なものとし、想定する面積(規模)は 10,000 m<sup>2</sup>~13,000 m<sup>2</sup>としています。

### 3-1 市庁舎の集約と分散

現在分散している庁舎の機能は、「市民の利便性」、「防災対応の機能性」、「事務の効率性」から、必要な機能を新本庁舎と南庁舎へ一定程度集約します。

ただし、組織集約については、限られた財源や規模、既存ストック活用の面と将来人口減少社会への対応として、可能な範囲で集約することとします。

なお集約しない組織は、周辺の自治センター等の既存庁舎へ配置します。

分散している機能等の集約また庁舎の配置については、2-1基本方針に基づき検討してきた市役所の機能・設備の内容を損なうことがないように、基本設計において具体的な配置計画を検討する中で、新本庁舎及び南庁舎に置く機能・サービスとそれ以外に置くことが可能な機能・サービスの詳細について決定します。

上記の考え方にに基づき、現在、分散している庁舎の集約と後利用についての具体的な方針は次のとおりです。

#### 分散している庁舎の利用等について

- ① 北庁舎は廃止を前提として、市民利用が多い窓口等の機能は新本庁舎への集約を検討します。当面の間は北庁舎で業務を行いますが、新本庁舎の完成後は、北庁舎を解体撤去し跡地を駐車場として利用を検討します。
- ② 東庁舎にある組織部署は、新庁舎への集約を検討します。移転後の建物は当面の間、会議室および保管庫等の付属施設機能として使用します。
- ③ 上田駅前ビルパレオ5階に入居している教育委員会は新庁舎への集約を検討します。その場合、移転後のパレオ5階事務室は民間等への貸出利用を検討します。

現在分散している庁舎※1の職員数は約 680 名です。この「具体的な方針」に基づき、市役所新庁舎及び南庁舎へ集約すべき職員の総数は、次のように想定します。

$$\begin{aligned} \text{集約すべき職員の総数} &= \text{現在の本庁舎・南庁舎の職員数} + \text{集約対象となる職員数} \\ &= \text{約 530 名} + \text{約 100 名} = \text{約 630 名} \end{aligned}$$

※1 本庁舎、南庁舎、西庁舎、北庁舎、東庁舎、上田駅前ビルパレオ 5 階

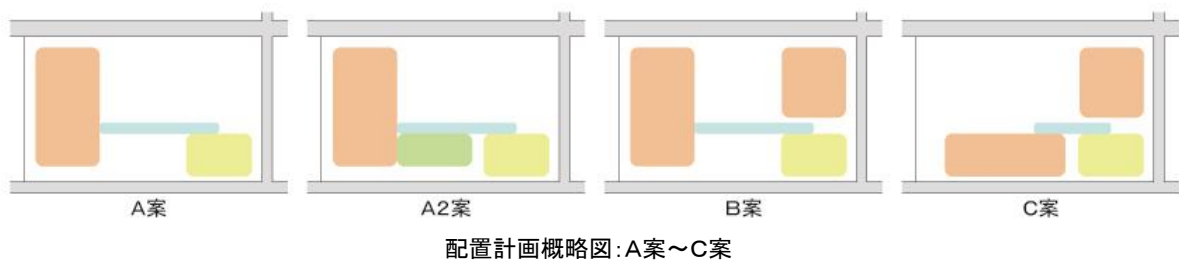


## 3-2 配置計画

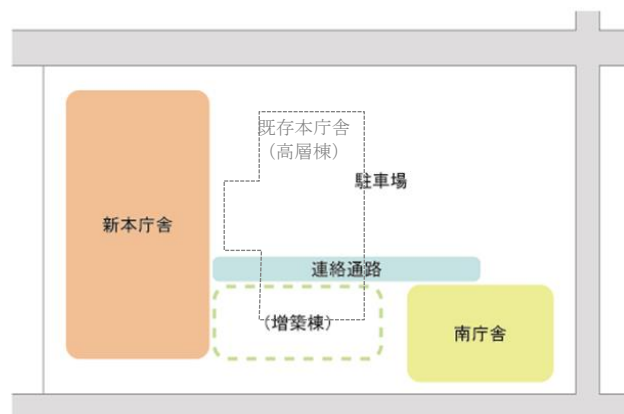
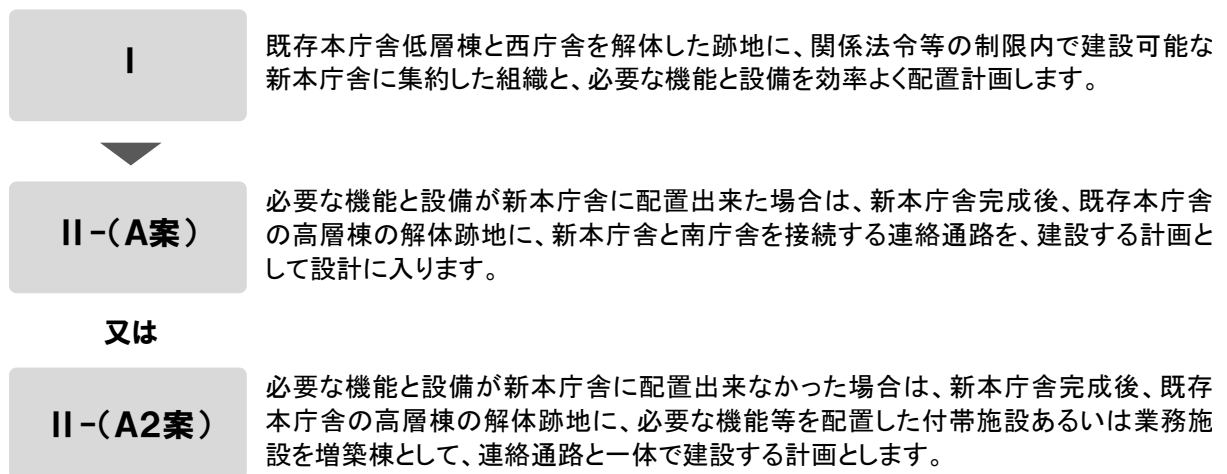
新庁舎の配置計画については、基本構想の中で、「現在の庁舎敷地内に「比較検討改築案の基本事項」を条件に、改築が可能か、検討した結果A～C案の3つの改築案を示し」、この配置計画案を基に新本庁舎の規模を10,000㎡から13,000㎡とした改築案を作成しました。

これを踏まえ、A2案を加えた4案を検討した結果、B案は、工事中、市役所敷地内に市民が利用する駐車場の確保が困難であること、C案は必要と考えられる面積の確保が困難であることなど課題が多い案であるため、A案とA2案を基本とします。

これらのことからA案とA2案を基本として、南庁舎を含めて基本方針に示した必要な機能や設備の確保の判断、具体的な執務室や会議室などのレイアウト検討を行うとともに、市民が気軽に利用できるスペース等の確保について、法令、構造、コストなど含めて総合的に敷地全体について基本設計で検討することとします。



基本設計では、A案とA2案を基本として、次の手順で計画検討します。



配置計画の概略図

### 3. 新本庁舎の規模と配置

#### 3-3 フロア構成と部署の配置

各部署の配置は、市民サービス及び行政事務効率性の向上を考え、現本庁舎及び南庁舎、北庁舎、教育委員会に配置されている部署も含め、関連性のある部署を可能な限り一つのフロアに集約することが理想であることから、市民利用が多い部署を低層階に集約するとともに、関連する部署を近接した位置に配置します。

これらの詳細なフロア構成と部署の配置については、庁舎機能の集約と関連するため、基本設計の中で検討します。

- ① 新本庁舎低層階：市民等の利用頻度が高い窓口機能、市民交流スペースなど
- ② 新本庁舎高層階：市民等の利用頻度が比較的低い執務空間、災害対策本部機能、議会施設など
- ③ 南庁舎：市民等の利用頻度が比較的低い執務空間、福利厚生室など

#### 3-4 新本庁舎の規模

基本構想策定時には既存ストックの活用や行政組織及びサービスの集約のあり方の見直しを行いながらできるだけコンパクトで効率的なものとし、想定する面積(規模)は 10,000 m<sup>2</sup>～13,000 m<sup>2</sup>としています。

新庁舎の改築は、現在の庁舎で事務を継続しながら行うことが前提であり、改築庁舎の配置や高さの制限などがあります。最終的な庁舎面積の確定には、現在各課が保有する文書や物品などの基礎調査とレイアウトの調査の結果を踏まえる必要があります。また、建物の構造、階構成等による共用面積の増減などの不確定要素もあります。

このようなことから、基本設計において、具体的な部署の配置及び機能面の充実と市民サービスの向上のための施設や設備の設置について、詳細な検討を行い、諸室の共用化・多機能化等の工夫により、市民の利便性を妨げない範囲内で、13,000 m<sup>2</sup>を上限に面積の圧縮、コストの削減を図り最終的に規模を決定します。

### 3-5 駐車場・自転車等駐輪場の規模と配置

#### (1) 来庁者用駐車場の規模と配置

現在の来庁者用駐車場は、合計で 177 台分を確保しています。そのうち、庁舎敷地内の駐車区画は 89 台(うち、6 区画は、障がい者用等の駐車スペース)で、その他は庁舎敷地外の4か所に分散しています。また、庁舎敷地内の駐車場については、滞留時間の短い方の利用が主ですが、開庁時の時間帯によっては、満車となり、来庁者に不便をかけている状況となっています。

今後、改築に伴い、窓口機能等の集約の状況によっては、さらに多くの来庁者が予想されることから、周辺住環境や道路状況などにも配慮して周辺駐車場を含め必要な台数を確保する必要があります。また、駐車区画の設置にあたっては、来庁者の利便性を考慮し、標準的な広さを確保するとともに、特に障がい者用等の駐車区画については、庁舎の出入り口に近い位置へ設置をします。

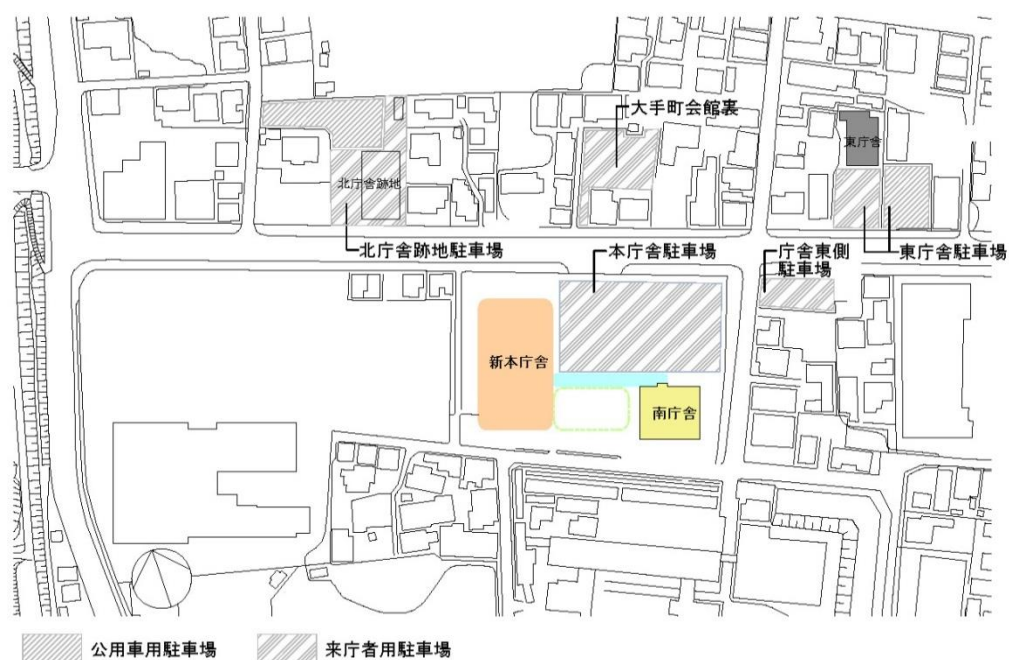
来庁者用の駐車区画数について、敷地内には、90 台から 100 台程度を確保し、既存ストックの活用として北庁舎解体跡地への増設などで周辺の敷地外の区画と合わせて 200 台以上の駐車区画数確保を目指します。

なお、立体駐車場については、新庁舎の整備が終了するまで駐車場の確保が困難であることから、施設完成後の運営状況を見て検討することとします。

#### (2) 公用車駐車場・車庫の規模と配置

市役所等で使用している公用車の総数は 109 台で、駐車場は庁舎敷地を含め3か所に分散しています。現在、本庁舎敷地内の西庁舎車庫には 13 台の車両が、また、駐車区画には 31 台の公用車があります。

改築に併せ、来庁者用駐車場の確保を優先するため、敷地内では専用車両5台程度の車庫確保にとどめ、庁舎敷地内にあった公用車 40 台程度については、庁舎敷地外へ駐車場を確保することとします。



駐車場配置図

### 3. 新本庁舎の規模と配置

#### (3) 自転車等駐輪場の規模と配置

現在、市役所敷地内には5か所に合計150台程度の自転車等の駐輪のスペースがあります。

このうち、来庁者用駐輪場は、本庁舎及び南庁舎の玄関脇にそれぞれ10台程度のスペースが確保されており、その他は職員用の駐輪場です。

自転車の利用については、駐車場の混雑負担を減らし、地球環境負荷低減にも寄与することも可能であることから、駐輪場については、利用促進と利便性を向上させるために、庁舎敷地内のわかりやすい場所へ、十分に確保することが必要です。また、職員用の駐輪場については、周辺敷地を含め、確保する必要があります。

#### (4) 既存の公共交通機関の活用等

市役所へのアクセスについては、公共交通機関(鉄道、バス、タクシーなど)の利用を図るなかで、利用者の乗降等に配慮したスペースの設置について検討します。

また、現在の敷地周辺は、小中学校・高校が近接・隣接していることから、来庁者とあわせ、登下校時の児童・生徒など、歩行者の安全に配慮する必要があります。

## 4. 事業計画

### 4-1 事業手法

庁舎建設にかかる事業手法については、総合的に勘案して最適な方式を採用することが求められます。合わせて、透明性、公開性、客観性を備え、利用者意向が的確に反映できる手法であることが必要と考えます。

事業手法の概要

事業手法		基本設計	実施設計	建設	施設管理	事業手法の概要
公共直営方式	従来方式 【設計、施工分離方式】	設計者		施工者	自治体	設計者が基本設計と実施設計を行い、その設計仕様に基づいて施工者が建設する。
	ECI方式 【設計段階から施工者が関与する方式】	設計者 (設計協力)		施工者	自治体	実施設計段階から施工者が参加して、設計協力を行う。施工者の持つ技術を設計に反映させることが出来る。
	DB方式 【実施設計・施工一括方式】	設計者	施工者		自治体	基本設計に基づき、施工者自らが施工者の持つ技術を活かして実施設計を行う。
民間活用方式	PFI方式	特別目的会社(設計者・施工者・民間企業)				特定目的会社が資金調達して要求水準書に基づき設計施工から施設管理まで行う。設計から施設管理まで関与することで民間ノウハウを活用できる。
	リース方式	リース業者(施工者)				リース業者が要求水準書に基づき設計施工から施設管理まで行う。リース業者のノウハウを活用できる。

新本庁舎の建設において、適用可能と想定される代表的な事業方式の特徴を整理し比較検討した結果、民間活用方式であるリース方式、PFI方式は庁舎耐震化の早期実現と将来への財政負担を考慮すると適さないと考えます。事業手法は、公共直営方式を基本とし、従来方式、DB方式、ECI方式のうち新本庁舎建設にもっとも適した事業手法を選択することとします。

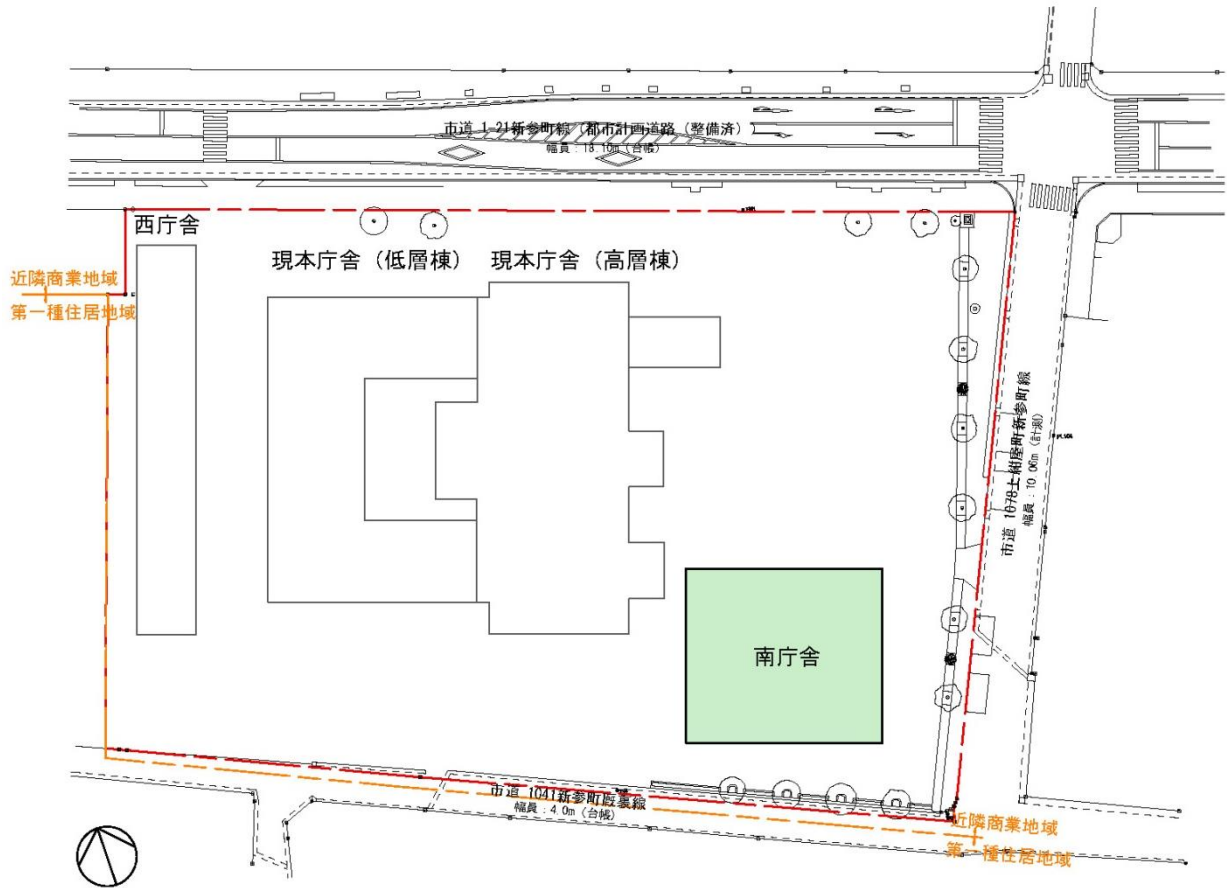
事業手法の比較表

事業手法		比較検討	主な事例
公共直営方式	従来方式 【設計、施工分離方式】	○設計に基づいた施工を行うために、他の方式に比べてコスト上昇やスケジュール遅延への対応が難しい。 ○施工者の独自技術を活用しづらい。	県内：長野市、小諸市、安曇野市、他多数
	ECI方式 【設計段階から施工者が関与する方式】	○施工者が設計段階から関与することで、施工者のノウハウや独自技術を設計に反映させることが可能となる。 ○コスト縮減やスケジュール短縮の可能性が高まる。	栃木県大田原市 千葉県白井市 香川県高松市(給食センター)
	DB方式 【実施設計・施工一括方式】	○施工者自らが設計することで、施工者の独自技術による設計を行える。 ○コスト縮減やスケジュール短縮に繋げやすい。 ○設計実績に出来ず、設計者の基本設計への参加意欲が薄れる。	県内：千曲市、中野市
民間活用方式	PFI方式	○他市の事例を見ると、庁舎単独事業では民間ノウハウを活用できる範囲が限られるため不適当と判断され、不採用となる例が多い。 ○採用可否の判断にはPFI導入可能性調査が別途必要となり1年以上の期間を要する。 ○採用となった場合でも、PFI法に基づく手続きのため庁舎の整備完了までに、公共直営方式より2年以上の期間が必要となる。	埼玉県さいたま市大宮区役所
	リース方式	○リース方式では、コスト縮減やスケジュール短縮などの可能性があるが、庁舎への採用例は全国的にみても極めて少ない。 ○リース料の支払いに対して、一般財源の他に特定財源を充当することが出来ず、金利負担も増加する。	愛知県高浜市

## 4. 事業計画

### 4-2 敷地の前提条件

新本庁舎は現在の本庁舎の敷地内に整備します。市役所業務の継続性の観点から、敷地内の駐車スペースや一部建物を除去した跡地へ、耐震補強を行い継続使用する南庁舎へのアクセス等を十分考慮し新本庁舎、駐車場を整備します。



対象敷地区

敷地の概要

土地の所在	上田市大手一丁目5403番6 ほか	上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	指定地域 必要台数:73台※
敷地面積	8,271.12 m <sup>2</sup> (登記面積による)	上田市 景観計画	旧城下町地域 高さの最高限度25m 色彩基準あり 緑化率 敷地面積の3%以上
道路斜線	適用距離20m 斜線勾配1.5		
隣地斜線	立上り高さ31m 斜線勾配1.5		
北側斜線	適用なし	開発事業の 規制に 関する条例	該当しないが基準に準拠する 緑地 開発総面積の3%以上 樹木1本/3.3m <sup>2</sup>
用途地域	近隣商業地域 建蔽率:80%+角地10% 容積率:300% 日影規制:5時間/3時間/4m		
周辺敷地の用途地域	第一種住居地域 建蔽率:60% 容積率:200% 日影規制:4時間/2.5時間/4m	埋蔵文化財 包蔵地	上田66 上田城跡 着工60日前までに届出提出 調査・試掘を行い、結果により発掘調査の可能性あり

※必要台数は計画建物の床面積によって異なります。

### 4-3 建替計画

新本庁舎の改築事業は、現在地で部分的に庁舎を利用し市役所の機能を維持しながら工事を行う方針です。現地建てのため限られたスペースの中で実施することとなります。

工程案としては、現在の本庁舎低層棟及び西庁舎の部署機能を仮庁舎などに移転し、その後低層棟と西庁舎を解体し跡地へ新庁舎を建設します。新庁舎完成後、既存庁舎にある部署機能を集約し、旧本庁舎を解体します。引き続き南庁舎の改修及び連絡通路の建設を行い、必要に応じて増築棟の建設と外構整備を実施します。

工事に伴う騒音や工事車両の通行等による周辺の住環境への影響の抑制に配慮するとともに、来庁者や職員の利用動線と工事動線を分けて確保する計画とします。

工事期間中は、部署の移転による市民サービスの低下は避けられませんが、市民が直接利用する窓口等関連する部署は本庁舎高層棟及び南庁舎内に配置を検討します。

また、仮移転先については近隣にある市有施設等とすることにより、来庁者の利便性に配慮します。

## 4. 事業計画

### 4-4 新本庁舎の構造

庁舎は平常時の利用者の安全確保だけでなく、震災発生直後から災害対策活動の拠点施設として、また、その後の行政機能を維持する観点から、震度6強から7程度の大規模地震に対しても倒壊などせず、庁舎としての役割が継続できる建物構造とします。

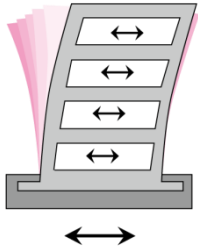
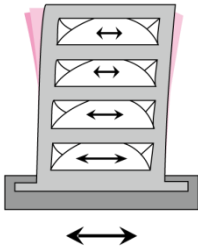
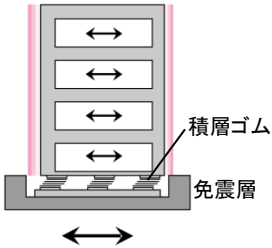
具体的には、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省 平成25年)で求められている『構造体：I類、非構造部材：A類、建築設備：甲類』の基準を確保します。

耐震性を確保するための構造形式には、「耐震構造」「制震構造」「免震構造」があり、どの構造形式も大規模地震時には建物の構造体が倒壊しないよう設計されます。

庁舎は、防災拠点、災害復旧復興拠点として、災害発生後も機能を維持することが求められるため、地震による振動が建物に伝わりにくい構造により、建物設備の機能の被害が最小限に抑えられることが必要と考えます。

このことから、構造形式については、基本設計の中で「免震構造」の採用を基本とし検討します。

各構造形式の一般的な比較

構造形式	耐震構造	制震構造	免震構造
概念図	 <p>建物の骨組みを強化し、地震の揺れに耐える構造</p>	 <p>制震部材により地震エネルギーを吸収して揺れを低減し、構造体の損傷を防ぐ構造</p>	 <p>建物と基礎の間に免震装置、減衰装置を配置し地震の揺れを直接建物に伝えない構造</p>
概要	柱・梁で地震力に抵抗する。地震エネルギーを構造体で吸収し、損傷として蓄積する。	各階の制震装置で地震エネルギーを吸収する。	免震装置でゆったりとした揺れにし、免震層で地震エネルギーを吸収する。
大地震時の耐震性能	崩壊・倒壊しない。	構造体はほとんど損傷しない。	構造体は損傷しない。
大地震時の揺れ	制震形式、免震形式に比べて大きい。地震力の衝撃を構造躯体で受け止めるため、什器への影響が大きくなる。	耐震形式よりも揺れを低減し揺れも早くおさまり、衝撃を緩和する。什器への影響は大きい。	免震層でほとんどの地震力の衝撃を受け止め、上部構造はゆったりとした揺れとなる。什器への影響が一番少ない。

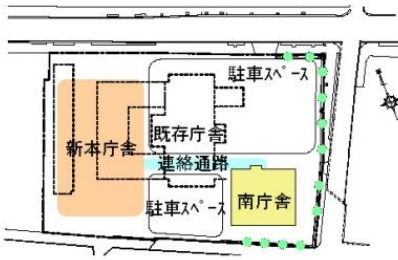
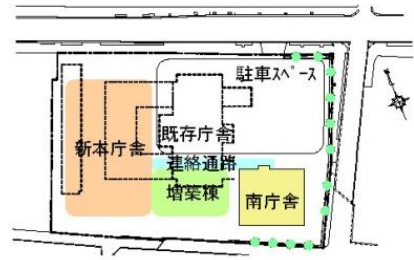


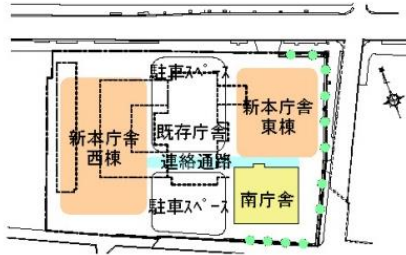
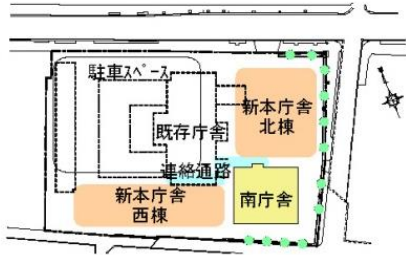




# 資料編

## 改築案の比較一覧表

比較検討項目		A案（跡地利用型）	A2案（A案増築型）
配置図		 I型 新本庁舎1棟	 L型 新本庁舎1棟
配置形状		新本庁舎	新本庁舎 増築棟
延床面積 （南庁舎を除く）		約10,000㎡	新本庁舎 約10,000㎡ 増築棟 約3,000㎡ 合計 約13,000㎡
建築面積 （南庁舎を除く）		約1,800㎡	新本庁舎 約1,800㎡ 増築棟 約500㎡ 合計 約2,300㎡
階数		地上5階／地下1階	新本庁舎 地上5階／地下1階 増築棟 地上5階／地下1階
事業費		約60億円	約74億円
財源確保		◎	▲
規模		△ 約10,000㎡が限界	○ 約13,000㎡が可能
駐車場確保		○ 約110台	△ 約90台
建設工程	H31～32年度	①本庁舎低層棟、西庁舎解体	①本庁舎低層棟、西庁舎解体
		②新本庁舎建設	②新本庁舎建設
	H33年度以降	③本庁舎高層棟移転解体	③本庁舎高層棟移転解体
		④南庁舎改修	④南庁舎改修
		⑤駐車場・外構整備	⑤駐車場・外構整備
		⑥新本庁舎増築棟建設	⑥新本庁舎増築棟建設

比較検討項目		B案（跡地、空地併用型）	C案（空地利用型）
配置図			
		新本庁舎 2棟	新本庁舎 2棟
配置形状		新本庁舎西棟 新本庁舎東棟	新本庁舎西棟 新本庁舎北棟
延床面積 （南庁舎を除く）		新本庁舎西棟 約10,000㎡ 新本庁舎東棟 約2,600㎡ 合計 約12,600㎡	新本庁舎西棟 約2,900㎡ 新本庁舎北棟 約6,200㎡ 合計 約9,100㎡
建築面積 （南庁舎を除く）		新本庁舎西棟 約1,800㎡ 新本庁舎東棟 約1,100㎡ 合計 約2,900㎡	新本庁舎西棟 約500㎡ 新本庁舎北棟 約1,100㎡ 合計 約1,600㎡
階数		新本庁舎西棟 地上5階／地下1階 新本庁舎東棟 地上3階	新本庁舎西棟 地上4階 新本庁舎北棟 地上5階／地下1階
事業費		約7.4億円	約6.0億円
財源確保		○	◎
規模		○ 約13,000㎡が可能	▲ 約10,000㎡の確保不可
駐車場確保		△ 約80台	○ 約110台
建設工程	H31～32年度	①本庁舎低層棟、西庁舎、郵便局周辺解体	①西庁舎、郵便局周辺解体
		②新本庁舎西棟建設 新本庁舎東棟建設	②新本庁舎西棟建設 新本庁舎北棟建設
	H33年度以降	③本庁舎高層棟移転解体	③本庁舎移転解体
		④南庁舎改修	④南庁舎改修
		⑤駐車場・外構整備	⑤駐車場・外構整備

庁舎改修・改築に係る地方債について

	合併特例債 旧合併特例事業	防災対策事業債 防災対策事業	緊急防災・減災事業債 緊急防災・減災事業	公共施設等適正管理推進事業債 ⑤市町村役場機能緊急保全事業
対象事業	合併後の市町村が新市建設計画に基づいて行う事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費が対象	公共施設及び公用施設の耐震化事業(災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設)	防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として緊急に実施する必要性が高い単独事業が対象	昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業(H29新規)
対象期間	合併年度及びこれに続く15か年度が対象(上田市:H32)	—	H25～H32	H29～H32 緊急防災・減災事業債にあわせて
充当率(a)	95%	90%	100%	90%
交付税算入率(b)	70%	50%(2/3)	70%	30%
交付税措置率(a) × (b)	66.5%	45.0%(約60%)	70%	※22.5%(75% × 30%で積算)
留意事項	平成23年度から庁舎整備については、標準面積及び標準単価等に基づく標準的な事業費の取扱いが廃止(4.5㎡ × 換算職員数)	地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び指定避難所(Is値0.3未満)であって、地震防災緊急事業五年計画に定められた施設の耐震改修事業は交付税措置が2/3に高上げあり。	緊急防災・減災事業については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業を対象	起債対象経費:庁舎建替え事業費 × 標準面積 / 新庁舎も面積 ※標準面積:入居職員数 × 35.3㎡又は建替え前面積のいずれか大きい面積
課題	①H32迄 ②活用残額(約70億) ③他事業との調整	①原則として、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること	①H32迄	①H32迄
対象	本庁舎及び南庁舎	(本庁舎)南庁舎	(本庁舎)南庁舎	本庁舎

※1つの事業に対して、複数の地方債を充てることはできません。

## 上田市庁舎改修・改築検討委員会設置要領

## (設置)

第1条 上田市役所庁舎の耐震改修・改築について基本的な構想及び計画の策定に当たり、専門的な見識や市民の意見を反映させるため、上田市庁舎改修・改築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 上田市役所庁舎の耐震改修・改築について基本的な構想及び計画に関すること。
- (2) その他委員会の必要と認める事項。

## (組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、関係団体等の代表者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第2条の任務が終了する日までとする。

## (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部庁舎整備室において処理する。

## (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 上田市庁舎改修・改築検討委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

職名	氏名	役職名
会長	たかぎ なおき 高木 直樹	信州大学 工学部 教授
副会長	まるやま まさあき 丸山 正明	上田市社会福祉協議会 会長
委員	いとう えいいち 伊藤 英一	長野大学 社会福祉学部 教授
委員	おの まさし 小野 将司	上田青年会議所 理事長
委員	かない みなこ 金井 美奈子	長野県建築士会上小支部 副支部長
委員	くつかけ ゆりこ 沓掛 由利子	上田商工会議所 女性会 会長
委員	こやま ようぞう 小山 陽三	長野県情報サービス振興協会 監事
委員	ふじかわ 藤川 まゆみ	NPO 法人上田市民エネルギー理事長
委員	ふわ やすし 不破 泰	信州大学 地域防災減災センター副センター長・地域連携部門長
委員	みやもと としお 宮本 智夫	上田市自治会連合会 会長

(平成28年9月1日)



## これまでの検討経過

年月日	内容
平成28年6月	上田市庁舎改修・改築検討委員会設置要領制定
平成28年9月1日	第1回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本構想の策定」 ・検討委員10名の委嘱、会長、副会長の選出 ・委員会の運営について ・庁舎の改修・改築について、庁舎の現状確認
平成28年10月5日	第2回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本構想の策定」 ・庁舎の耐震改修の手法について ・市役所の位置について
平成28年10月24日	第3回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本構想の策定」 ・委員による先進市視察を実施 小諸市役所、長野市役所
平成28年11月8日	第4回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本構想の策定」 ・庁舎の機能について ・市役所の位置及び庁舎の規模について
平成28年12月16日	第5回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本構想の策定」 ・庁舎の機能について ・庁舎の整備の方向性について
平成29年1月23日	第6回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本構想の策定」 ・市庁舎の集約について ・庁舎の規模について ・駐車場・自転車駐輪場の規模と配置について ・事業計画について ・上田市庁舎改修・改築基本構想(素々案)について
平成29年2月13日	第7回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本構想の策定」 ・上田市庁舎改修・改築基本構想(素案)について

平成29年3月16日～ 平成29年3月30日	上田市庁舎改修・改築基本構想(案)の市民説明会、パブリックコメントの実施
平成29年4月20日	第8回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本構想の策定」 ・上田市庁舎改修・改築基本構想について

年月日	内容
平成29年5月22日	第9回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本計画の策定」 ・配置計画について ・施設整備の考え方について
平成29年6月28日	第10回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本計画の策定」 ・新本庁舎の機能について ・建設計画について
平成29年7月19日	第11回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本計画の策定」 ・新本庁舎の機能について ・建設計画について
平成29年8月2日	第12回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本計画の策定」 ・上田市庁舎改修・改築基本計画(素々案)について
平成29年8月21日	第13回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本計画の策定」 ・上田市庁舎改修・改築基本計画(素案)について
平成29年9月16日～ 平成29年10月2日	上田市庁舎改修・改築基本計画(案)の市民説明会、パブリックコメントの実施
平成29年10月16日	第14回上田市庁舎改修・改築検討委員会 開催 「基本計画の策定」 ・上田市庁舎改修・改築基本計画について

## 用語の解説

用語		解説
あ 行	エコマテリアル	優れた機能や特性を持ちながらも、人にも環境にも優しい材料のこと。
	エネルギー損失	建築物の屋根、外壁、窓等を通しての熱の損失。
	エネルギーマネジメント	ICTを用いてエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、省エネルギー及び負荷平準化等によりエネルギーの合理的使用につなげること。
か 行	起債	国・地方公共団体・株式会社などが、財政資金や事業資金を調達するために債券を発行すること。
	基金	地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産。
	既存ストック	これまでに整備されてきた都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
	議場形式	議員席、執行部席、議長席の配置により、議席が左右に分かれる対面式や議席が扇形に配置される形式などがある。 また床の形状でもひな壇式やフラット式などがある。
さ 行	什器	日常使用する器具・家具類。
	セキュリティレベル	カードキーなどで入退室管理を行うことで、内部への侵入を防ぐセキュリティシステムのレベル。
た 行	太陽光発電設備	太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電した電力を利用する設備。
	多目的トイレ	多目的トイレとは、車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレのこと。多機能トイレともいう。
	断熱	外部との熱の出入りを遮ること。
	地中熱利用	大気温度に対して、地中の温度は地下 10～15m の深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなるため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うこと。
は 行	バックヤードスペース	職員のみが利用できるスペース。
	ヒートアイランド化	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。
	フレキシブル	将来のレイアウト変更に柔軟に対応できること。
	フロアマネージャー	来庁者の要望を聞いて的確に手配する役目。困っていそうな人に積極的に声を掛けて対応する能動的な案内人。
	ペーパーレス化	できるだけ紙を使わずに情報や資料をコンピュータのデータなどによって処理・保存すること。
	補助金	国または地方公共団体が、特定の事業・産業や研究の育成・助長など行政上の目的・効果を達成するために、公共団体・企業・私人などに交付する金銭。
ら 行	ライフサイクルエネルギーマネジメント	ライフサイクルを通じて一貫したエネルギーマネジメントを行うこと。
	ライフサイクルコスト	建築物や設備の建設から運用、維持管理、老朽化後の解体処理までの、使用するうえでかかる総費用。訳語として生涯費用ともよばれる。

ら 行	ライフライン	原義は「命綱、生命線」の意味だが、日本ではエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活に必須なインフラ施設を指す。
	ランニングコスト	運転資金のことで、建物や設備、機器などの運転や維持にかかる費用。建物では、建設時にかかる費用をイニシャルコストというのに対し、建設後にかかる維持管理や修繕などの総費用をランニングコストという。
	ルーバー	建物の開口部に日除けや通風などのために羽根板を水平または垂直に並べて取り付けられたもの。
わ 行	ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。行政サービスにおいては、複数の課にまたがって提供されている関連手続きの窓口を1ヶ所に集約する、窓口サービスの総合化を指す。
ア ル フ ア ベ ッ ト	BEMS	BEMS(Building and Energy Management System)とは、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。ITを利用して照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもの。
	CASBEE	CASBEE(建築環境総合性能評価システム)は、建築物の環境性能で評価し格付けする手法。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムである。
	ICT	Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。ITの「情報技術」に「コミュニケーション(通信)」性の重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。
	ZEB	ネット・ゼロ・エネルギー・ビルのこと。建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる建築物。

